

福岡市立西部療育センターの指定管理候補者の選定の概況

福岡市立西部療育センターの指定管理者については、下記のとおりその候補となる団体（指定管理候補者）を選定しました。

なお、選定された指定管理候補者を指定管理者とする議案が議会で可決された場合には、同指定管理候補者が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1 指定管理者の候補団体名

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

2 選考の概要

(1) 選定方法

非公募

(2) 選定委員会

令和元年9月6日

(3) 選定委員の構成

選定委員 11 名（学識経験者 4 名，弁護士 1 名，利用者代表 5 名，関係機関 1 名）

選定委員会当日参加 9 名（学識経験者 4 名，弁護士 1 名，利用者代表 3 名，関係機関 1 名）

(4) 審査基準

大項目 〔配点〕	小項目 〔配点〕	評価の視点
①事業実施 計画 〔60〕	ア 運営の基本方針 〔5〕	適切な方針を設定し、質の高い運営を行おうとしているか。
	イ 事業計画 〔50〕	仕様書の内容を満たし、現実的な目標をもとに運営しようとしているか。
	ウ スケジュール 〔5〕	通年及び日々の業務について、スケジュールを管理しながら、計画的かつ着実に運営しようとしているか。創意工夫がみられるか。
②連携、 支援 〔10〕	ア 他の民間事業所への支援 〔5〕	市内療育体制における中核施設として他事業所を支援しようとしているか。
	イ 管理支援体制 〔5〕	本部や同団体の他事業所等の管理監督や支援を受けながら、安定的に運営しようとしているか。
③従事者 〔50〕	ア 従事者の配置 〔10〕	従事者を適切かつ効率的に配置し、円滑かつ安定的に運営しようとしているか。
	イ 管理者の能力 〔10〕	必要な能力を有する管理者を配置しようとしているか。
	ウ 児童発達支援管理責任者の能力 〔10〕	必要な能力を有する児童発達支援管理責任者を配置しようとしているか。
	エ 従事者の確保 〔10〕	必要な能力を有する従事者を現実的な方法で確実に確保しようとしているか。
	オ 従事者の雇用、労働条件 〔5〕	従事者を長期的に雇用し、能力を高めさせ、安定的な運営を図ろうとしているか。

	カ これからの人材育成方針 及び取組み 〔5〕	人材育成について団体としての方針を有し、継続的な取組みを行い、能力を高めさせ、円滑かつ安定的に運営しようとしているか。
④管理 〔30〕	ア 情報漏洩防止 〔10〕	有効な情報漏洩防止策を行おうとしているか。情報漏洩が発生した場合、被害を拡大しないような適切な対応を行おうとしているか。
	イ ご意見への対応 〔10〕	ご意見に真摯に対応し、業務改善につなげようとしているか。
	ウ 事故、災害時の対応 〔10〕	利用者及び従事者の安全に配慮した有効な対応を行おうとしているか。

(5) 選定結果

満点	評価点の合計
1,350点	1,087点

(6) 選定の講評

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団が指定管理候補者として適格であると認められる。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

<お問い合わせ先>

福岡市子ども未来局子ども発達支援課 担当：友田

電話：(092) 711-4178 FAX：(092) 733-5534